教育支援資金

① 教育支援費 ： 高等学校以上の学校に就学するのに必要な費用
② 就学支度費 ： 高等学校以上の学校に入学する際に必要な費用

1．貸付条件

	就学先（学校種別）	貸付上限額（※1）	償還期間	据 置 期 間
①教育支援費	高等学校・専修学校(高等課程)	月額 35,000 円	10 年以内 または 15 年以内 または 20 年以内 （※2）	6 ヶ月以内（当該学校を卒業または退学した翌月から起算）
	短大・高等専門学校 専修学校(専門課程)	月額 60,000 円		
	大 学	月額 65,000 円		
②就学支度費	全 て	500,000 円		

○借 受 人 ： 就学する者
○連 帯 借 受 人 ： 就学する者の属する世帯の生計中心者（世帯主）
○連 帯 保 証 人 ： 原則 1 名
○貸 付 利 子 ： 無利子

2．申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	（所定の様式）
	世帯全員の本籍が記載された住民票	3 ヶ月以内に発行されたもの(※3)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3 ヶ月以内に発行されたもの(※4)
	パートやアルバイトなど非課税所得がある場合、月の所得がわかるもの	直近 3 カ月の給料明細等の写しや通帳の写し(※4)
	手当や年金の金額がわかるもの	各種通知書の写しや通帳の写し
	【入学前】 合格通知書、入学許可書 **【入学後】** 在学証明書	・合否決定前に申し込む場合は、受験票(写）または入学願書(写)を添付のうえ申し込む。 貸付審査で仮決定を受けた場合、合格後、合格通知書(写)を提出した後、正式決定となる。 ・入学後に下記「非該当証明書」を提出する場合は、在学証明書の提出は不要。
	他の優先制度の該当状況等が確認できる書類	**≪裏面参照≫**
	就学期間がわかるもの	**専修学校の場合のみ**
	連帯保証人の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3 ヶ月以内に発行されたもの(※4)
	就学支援費・支度費の内訳がわかるもの	・入学納入金等の金額が確認できるパンフレットなど ・貸付上限（月額）を超え 1.5 倍の範囲で申し込む場合、志望動機（作文 400 字程度）を添付

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めることがあります。

※1 ①教育支援資金は、必要月額×必要月数で算出される金額を借入申し込みできる。また、特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の 1.5 倍の額まで借入申込可。貸付金額は、①教育支援資金、②就学支度費とも千円単位。
※2 同一就学者の借入総額(生活福祉資金の他の借り入れ、他制度奨学金等を含む)に応じて償還期限を設定できる（総額 270 万円超：20 年以内、総額 180 万円超：15 年以内、左記以外：10 年以内)。詳細は窓口社協に確認ください。
※3 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。
※4 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近 3 ヶ月の給与明細等の写しも添付。

●教育支援費における他制度優先および教育支援費貸付対象期間

①就学先による優先制度

就学先	優先制度
高校・高専(当初 3 年間) 専修学校(高等課程)	・長崎県育英会
短大・高専(4 年目以降) 専修学校(専門課程) 大学	・長崎県育英会 ・日本学生支援機構（第一種及び給付型） ※第二種より教育支援費を優先できる。

（参考：専門学校とは、専修学校のうち専門課程を設置する学校のこと。）

○申し込み状況等による貸付対象期間・必要書類

申込状況等	貸付対象期間・必要書類	
① 成績が以下のもの ・育英会 … 2.9 以下 ・日本学生支援機構 … 住民税課税世帯で 3.4 以下 **※育英会等への申し込みは不要** ② 育英会・日本学生支援機構に申し込んだが、不承認となった	**対象期間**	卒業までの期間
	必要書類	奨学金制度非該当証明書（所定の様式）
③ 入学後に育英会等に申し込む	**対象期間**	育英会・日本学生支援機構の決定までの期間 (※5)
	必要書類	なし
④ 入学後の申し込みに 間に合わなかった	**対象期間**	来春、育英会・日本学生支援機構に申請し、 決定するまでの期間(※5)
	必要書類	なし

②世帯の状況による優先制度

申込世帯	優先制度	必要書類等
ひとり親・寡婦	母子父子寡婦福祉資金	非該当の理由を確認のうえ、担当民生委員、市町社会福祉協議会に説明ください。(※6)
生活保護	生業扶助	福祉事務所の意見書（所定の様式）
公務員	共済組合	非該当証明書（所定の様式）

※5　つなぎ資金としての借入申し込みになります。育英会・日本学生支援機構の貸付決定後、重複分をすみやかに返還してください。

※6　母子父子寡婦福祉資金を申請中（予定）で、就学先への納入期限が間に合わず、教育支援費を借入れた場合は、母子父子寡婦福祉資金の貸付決定後、速やかに重複分を返還してください。